

(略)

(第7項)

調査、面接、相談援助等経過

[Redacted area]

(2) 記録整理

(第1項、第2項)

ア 事例番号欄は、1-1000のように平成を冠して番号を記入する。イ 氏名、生年月日及び本籍は、戸籍謄本又は住民票記載のものにより、通称名は1. )により記入する。

ウ 世帯情况等利用欄には、世帯型、世帯型を併用している場合には該当するものを2つで囲み、名称を右側の空欄に記入する。在学中のものについては、学号と学年を記入する。

エ 相談者の職は、相談者の氏名と子どもとの関係を記入する。

オ 主訴欄には交付相談等において要請した支援を記入する。

カ 家族状況欄には家庭、同居親族等の氏名、当該児童との続柄、生年月日、職業その他必要な事項を記入する。

キ 統計分類欄は、第1項の要領による記号を記入すること。

注記については、受理会議を踏まえ、支庁が確定した時点をもって、相談内容及び処置については、援助内容が決定した時点をもって記入する。

(第3項以降)

第3項以降は当該担当者が調査、面接等した結果の要約と調査所見を記載する。助産所等の中には原則に際する意見が含まれている必要がある。家系図(ジェノグラム)を記載する場合には、第4項「調査結果及び援助事項」の欄に記入する。

第5項の援助方針には、援助内容とその理由、これに対する児童・保護者の意向等、地域協議会の開催の有無及びその事由・意見内容を記入するとともに、援助の対象とすべき課題と援助方法を短期的・長期的に具体的に記入する。

改正後

(略)

現行

表-1

連絡先

経路		種別		処理	
都道府県	児童相談所	ア	養護相談 児童虐待相談	a	面接指導 1
	福祉事務所	イ	その他の相談	b	継続指導 2
	その他	ウ			他機関あっせん 3
市町村	福祉事務所	エ	保健相談	c	児童相談所送致 4
	保健センター	オ	肢体不自由相談	d	知的障害者福祉司・ 社会福祉主事指導 5
	その他	カ	障害 視聴覚障害相談	e	
児童 福祉 施設 機関	保育所	キ	害 言語発達等相談	f	助産又は母子保健の実施に 係る都道府県庁への報告 6
	児童福祉施設	ク	相 重症心身障害相談	g	
	指定医療機関	ケ	談 知的障害相談	h	そ の 他 7
警察等	等	コ	非 行 相 談	非 行 相 談	
			相 談	相 談	
保健 医療 所機 及関 び	保健所	サ	相 談	相 談	相 談
	医療機関	シ	育 成	育 成	育 成
学校 等	幼稚園	ス	相 談	相 談	相 談
	学校	セ	相 談	相 談	相 談
	教育委員会等	ソ	相 談	相 談	相 談
里親	タ	相 談	相 談	相 談	相 談
児童委員	チ	相 談	相 談	相 談	相 談
家族・親戚	ツ	相 談	相 談	相 談	相 談
近隣・知人	テ	相 談	相 談	相 談	相 談
児童本人	ト	相 談	相 談	相 談	相 談
その他	ナ	相 談	相 談	相 談	相 談